

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	スカイマーク株式会社			コード	9204
提出日	2025/6/10	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	米 正剛	社外取締役	○													○		有
2	豊島 勝一郎	社外取締役	○													○		有
3	三輪 徳泰	社外取締役											△					
4	浅井 伸祐	社外取締役										○	○					
5	山内 弘隆	社外監査役	○													○		有
6	砂川 佳子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）		選任の理由（※5）	
1			米正剛氏は、弁護士としてM&Aやコーポレートガバナンス、国際業務における豊富な経験と高い見識を有しております。他上場会社での社外役員も歴任していることから、企業経営に関する経験も豊富であります。当該経験・見識から、経営に対する監督及び助言を頂くことを期待し、同氏を社外取締役に選任しております。同氏は、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。	
2			豊島勝一郎氏は、事業戦略、営業、市場運用、人事労務、リスクマネジメント、企業審査、システム事務等を含む銀行業務で培った豊富な知識と経験があります。また、2012年4月より株式会社清水銀行の取締役頭取、2020年4月より同行の取締役会長として経営経験も有しております。これらの経験・見識に基づき、経営に対する監督及び助言を頂くことを期待し、同氏を社外取締役に選任しております。同氏は、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。	
3	当社は、三輪徳泰氏が社長、会長を務めていた株式会社フジドリームエアラインズとの間で空港における器材賃貸借の取引及び手荷物運搬運送の提携がございます。		三輪徳泰氏は、大手商社の航空分野に携わったうえ、同社の代表取締役社長として経営に携わった経験があります。さらには株式会社フジドリームエアラインズの社長、会長を歴任し、航空会社経営者としての豊富な経験と深い知見を有しております。これらの経営全般にわたる豊富な知識・経験に基づき、経営に対する監督及び助言を頂くことを期待し、同氏を社外取締役に選任しております。同氏は、過去に当社の取引先の業務執行者であったため、独立役員には指定しておりません。しかしながら、同氏個人が利害関係を有する者ではないことから、社外取締役として選任しております。	
4	浅井伸祐氏は、当社の主要株主である鈴与スカイ・パートナーズ投資事業有限責任組合及び当社の大株主である鈴与スカイ・パートナーズ2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である鈴与株式会社の取締役副社長であります。また、当社は、同社との間で社内記録の電子化委託の取引がございます。同氏は、当社の大株主である鈴与ホールディングス株式会社の取締役社長であります。当社は、同氏が取締役を務める株式会社フジドリームエアラインズとの間で空港における器材賃貸借の取引及び手荷物運搬運送の提携がございます。		浅井伸祐氏は、鈴与株式会社の管理部門を長く所管し、企業運営に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、航空会社を含む複数の会社の取締役を歴任し、経営者としての十分な実績があります。これらの経営全般にわたる豊富な知識・経験に基づき、経営に対する監督及び助言を頂くことを期待し、同氏を社外取締役に選任しております。同氏は、現在において当社の大株主の業務執行者及び当社の取引先の業務執行者であるため、独立役員には指定しておりません。しかしながら、同氏個人が利害関係を有する者ではないことから、社外取締役として選任しております。	
5			山内弘隆氏は、一橋大学において経済政策を専門とし、一般財団法人運輸総合研究所の所長を務めた経験を持つ等、わが国の航空政策に精通しております。これらの経験や見識から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。	
6			砂川佳子氏は、公認会計士、税理士として、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な知識と経験を有しております。これらの経験や見識から、社外監査役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことが認められたため、独立役員に指定しております。	

4. 補足説明

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「独立性判断基準」に基づき、独立した立場で経営の監督ができ、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立役員として選定しております。

<独立性判断基準>

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことを必要とする。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1. 現在又は過去 10 年間に、当社の業務執行者であった者

2. 当社を主要な取引先（注1）とする者又はその業務執行者

3. 当社の主要な取引先（注2）又はその業務執行者

4. 当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者

5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

6. 当社の大株主（注5）又はその業務執行者

7. 当社より多額の寄付（注6）を受けている者

8. 当社の取締役・監査役・執行役員の配偶者又は二親等以内の親族

9. 過去3年間に、上記2～8のいずれかに該当していた者

10. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得る等、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことが出来ない特段の理由を有している者

注1：当社を主要な取引先とする者とは、当社の支払金額が取引先の連結売上高の1％又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。

注2：当社を主要な取引先とは、当社の受取金額が当社の売上高の1％又は1,000万円のいずれか高い額を超える取引先。

注3：主要な借入先とは、当社の借入残高が直近事業年度末の当社総資産の1％を超える金融機関。

注4：多額の金銭その他の財産とは、当社からの年間1,000万円を超える利益。

注5：大株主とは、直近事業年度末において、10％以上の議決権を保有する株主。

注6：多額の寄付とは、当社からの年間1,000万円を超える寄付。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。